

平成 27 年度第 1 回原子力災害避難対策検討会

医療機関及び社会福祉施設等の避難計画
に関する取組状況について

平成 27 年 9 月 15 日

青森県健康福祉部健康福祉政策課

【医療機関、社会福祉施設等の避難計画検討部会】

1 医療機関等の避難計画検討部会での検討・取組状況

①平成26年7月「原子力災害避難対策検討会」及び「各検討部会」を設置

②平成26年度「医療機関、社会福祉施設等の避難計画検討部会」を計3回開催

(第1回=平成26年9月、第2回=平成26年11月、第3回=平成27年3月)

<検討内容>

○原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドラインの検討

原子力災害時に広域避難を行う可能性がある原子力災害対策重点区域内（東通原子力発電所から概ね30km圏内）の医療機関及び社会福祉施設等が、県や市町村等と連携して「避難計画」を作成できるよう支援するためのガイドラインについて検討した。

○原子力災害時の広域避難に関する調査の実施

現状を把握するため、東通原子力発電所から概ね30km圏内の医療機関及び社会福祉施設等と、避難先となる青森市及び弘前市に所在する医療機関及び社会福祉施設に対して広域避難に関する調査を実施した。

③平成27年4月「青森県原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」を策定

④平成27年6月「原子力災害に係る避難計画作成に関する説明会」を開催

原子力災害対策重点区域内（東通原子力発電所から概ね30km圏内）の医療機関及び社会福祉施設等を対象に、説明会を開催した。

2 避難計画作成に関する説明会の開催状況

①開催日時

日 時		会 場
平成27年6月10日(水)	第1回 14:00～、第2回 17:00～	むつ市役所会議室
平成27年6月11日(木)	14:00～	東通村役場会議室
平成27年6月12日(金)	第1回 10:30～、第2回 13:30～	六ヶ所村スワニー会議室

※参加できなかった社会福祉施設等を対象に、後日、追加説明会を開催し、全対象施設に説明を行った。
 ※むつ総合病院とは医療機能の確保等も含めて避難計画に関する意見交換を行った。

②対象施設

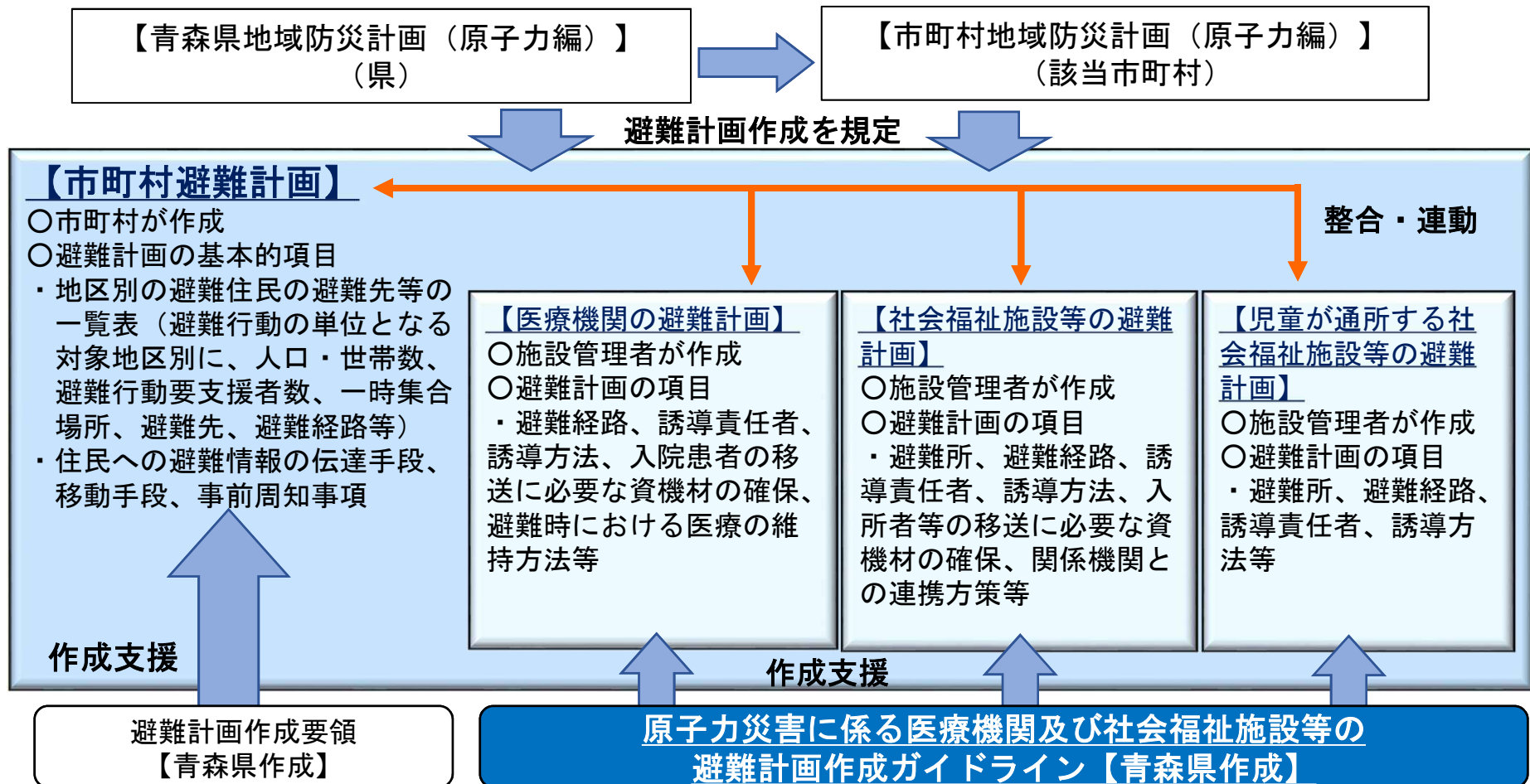
東北電力株式会社東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内（概ね30km圏内）に所在する次の施設。

区 分	対 象 施 設	施設数
医療機関	病院、有床診療所（一般住民対象で、入院機能を有するもの）	7
社会福祉施設等 （入所施設）	障害児入所施設、障害者入所施設、障害者グループホーム・ケアホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、介護老人保健施設、認知症グループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	55
児童が通所する社 会福祉施設等	保育所、認定こども園、児童館、放課後等デイサービス	22
計		84

3 避難計画作成に関する説明会での説明・依頼内容①

< 1. 医療機関等の避難計画作成ガイドラインの説明 >

- 市町村は対象地域全体の避難計画として「市町村避難計画」を作成するが、医療機関及び社会福祉施設等が作成する「避難計画」を包含するものであり、それぞれの避難計画は整合・連動していなければならない。⇒医療機関等は避難計画作成ガイドラインに基づき、県や市町村等と連携して作成を進める。



原子力災害時の医療機関等の対応イメージ

事態の進展	PAZ圏内（～5km）の 医療機関・社会福祉施設等	UPZ圏内（5～30km）の 医療機関・社会福祉施設等
警戒事態 (EAL1)	①大地震が発生したことで原子力発電所に異常事象の発生→「警戒事態」となる →市町村から施設へ周知・連絡	
	②避難の準備開始	②事態の進展に備える
施設敷地緊急事 態 (EAL2)	③原子力発電所で異常事象が進展 → 「施設敷地緊急事態」となる →市町村から施設へ周知・連絡	
	④避難開始 (市町村等と連携)	④屋内退避の準備開始
全面緊急 事態 (EAL3)	⑤原子力発電所で異常事象が更に進展→「全面緊急事態」となる →市町村から施設へ周知・連絡	
	⑥避難先に到達	⑥屋内退避の開始 避難の準備開始
	早期 防護 措置 (20 μ Sv/h 以上)	⑦原子力発電所から放射性物質が放出
⑧放射線量を測定し、避難が必要な地域となった場合 → 一定期間内に避難を行う (⇒市町村から施設へ周知・連絡)		
		⑨避難開始 (市町村等と連携)

3 避難計画作成に関する説明会での説明・依頼内容②

< 2. 医療機関等の避難計画の作成の進め方 >

- 医療機関及び社会福祉施設等の管理者は、ガイドラインの「避難計画作成例（ひな形）」を参考に次の手順により避難計画を作成する。

・ステップ1

自施設内の組織体制等について検討し、自施設のみで作成できる部分を「避難計画（施設検討分）」としてまとめる。

⇒医療機関及び社会福祉施設等は、施設内の組織体制、災害時の初動対応等の方法、備蓄品・持出品リスト等について検討・作成する。

⇒平成27年8月末を目途に作成し、所在市町村へ提出するよう依頼。

⇒提出されたものは、所在市町村の担当課及び県健康福祉政策課で確認し、必要に応じて修正等を依頼する。

・ステップ2

「避難計画（施設検討分）」がまとまり、県や所在市町村等における各種検討事項（避難経路等）がまとまり次第、所在市町村が地域毎に「連絡会議」を開催して、市町村や県等と連携が必要な部分をまとめる。

⇒緊急連絡先、避難先、避難手段、避難経路等についてまとめる。

⇒連絡会議では、地域全体の避難計画を踏まえながら、医療機関や社会福祉施設等ではどのように対応するのか意見交換を行い、避難の内容を具体化していく作業を行う。

⇒開催時期は、避難計画（施設検討分）の作成状況や、各種検討事項（避難経路等）の検討状況を踏まえて決定する。

「青森県原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」
 避難計画の作成例（ひな形）の項目別にみた、自施設で作成する項目と市町村及び県等と連携して作成する項目

項目	自施設で検討・作成する項目	市町村及び県等と連携して作成する項目	連携して作成する内容
第1章 総則			
第1 目的	●（全部）		
第2 適用範囲	●（全部）		
第3 施設管理者等の役割	●（全部）		
第4 行政機関等との連携・協力	●（全部）		
第2章 原子力災害事前対策			
第5 原子力災害対策委員会の設置等	●（全部）		
第6 委員会の開催等	●（全部）		
第7 緊急連絡体制等の整理	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連絡先・連絡方法（連絡会議で詳細を決定）
第8 施設利用者に関する情報の整理	●（全部）		
第9 原子力防災教育	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
第10 原子力防災訓練	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
第11 備蓄及び点検	●（全部）		
第12 避難先、避難手段及び避難経路		●（全部）	避難先、避難手段、避難経路（県及び市町村において並行して検討）
第3章 緊急事態応急対策			
第13 応急対策本部の設置	●（全部）		
第14 本部長及び副本部長の職務	●（全部）		
第15 情報の伝達及び支援要請	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連絡先・連絡方法（連絡会議で詳細を決定）
第16 施設の安全確認	●（全部）		
第17 応急物資の確保	●（全部）		
第18 屋内退避	●（全部）		
第19 避難準備	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
第20 避難	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
第4章 避難中の対策			
第21 避難先における施設利用者への医療提供・ケア等	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
第22 物資及び人員の確保	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
第23 施設利用者家族等への連絡	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
別紙			
別紙1 原子力災害対策委員会の組織体制	●（全部）		
別紙2 緊急連絡先一覧	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連絡先・連絡方法（連絡会議で詳細を決定）
別紙3 備蓄品・非常時持出品リスト	●（全部）		
別紙4 避難に関する基本情報		●（全部）	避難先、避難手段、避難経路（県及び市町村において並行して検討）
別紙5 応急対策本部の組織体制	●（全部）		
別紙6 行動チェックリスト（平常時）	▲（一部）	▲（一部）	市町村及び県と連携して作成する項目を踏まえて最終的に確定させる
別紙7 行動チェックリスト（災害発生時）	▲（一部）	▲（一部）	市町村及び県と連携して作成する項目を踏まえて最終的に確定させる

地域毎の連絡会議の開催単位（予定）

連絡会議の単位	含まれる地域
東通村	東通村全域
むつ市①	近川、大室平、一里小屋、奥内、金谷沢、赤川、松原町、大曲、南町
むつ市②	苫生町、新町、金曲、緑町、下北町
むつ市③	金谷、中央、十二林
むつ市④	小川町、横迎町、柳町、土手内、宮ノ後
むつ市⑤	大湊町、桜木町、旭町、大平町、大湊新町、真砂町、角違
むつ市⑥	川代、正津川、兔沢
横浜町	横浜町全域
六ヶ所村（泊）	泊
六ヶ所村（尾駁）	石川、出戸、老部川、尾駁、尾駁浜、野附、尾駁レイクタウン、二又、富ノ沢、第三二又、第四雲雀平、戸鎖、室ノ久保、千樽、新納屋、弥栄平

避難計画（施設検討分）の所在市町村への提出状況（平成27年9月10日現在）

○市町村別の提出状況

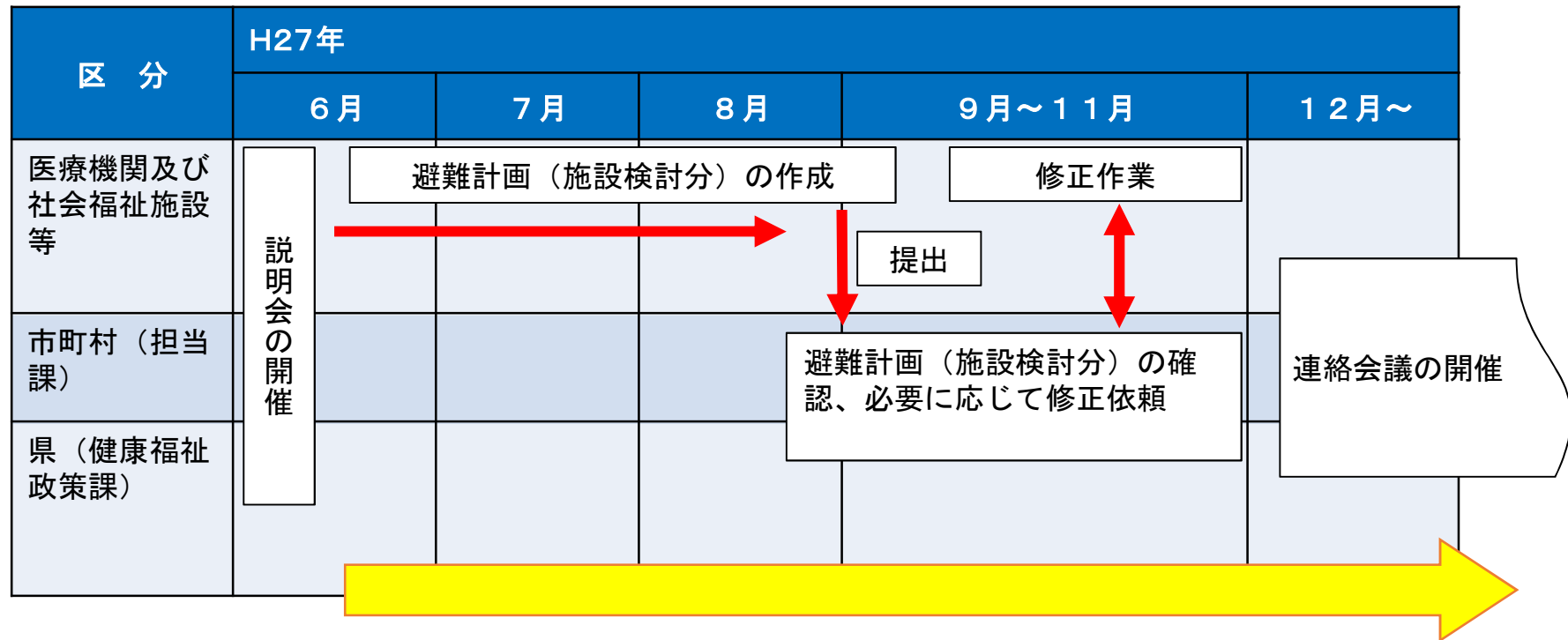
市町村	対象施設数		避難計画提出済み施設数			
		うち5km圏内	うち5～30km圏内	うち5km圏内	うち5～30km圏内	
東通村	7	2	5	6	1	5
むつ市	58		58	53		53
横浜町	7		7	7		7
六ヶ所村	12		12	12		12
計	84	2	82	<u>78</u>	1	77

<参考：施設種別毎の提出状況>

区分	対象施設数		避難計画提出済み施設数			
		うち5km圏内	うち5～30km圏内	うち5km圏内	うち5～30km圏内	
医療機関	7		7	6		6
社会福祉施設等 (老人・障害者入所)	55	2	53	51	1	50
社会福祉施設 (児童通所)	22		22	21		21
計	84	2	82	78	1	77

4 医療機関等の避難計画に関する今後の取組①

医療機関等の避難計画作成に関するスケジュール



※県や所在市町村等は避難先の確保、避難手段の確保、避難経路等に関して、関係機関等と連携して検討を進める

4 医療機関等の避難計画に関する今後の取組②

避難計画に係る検討課題と取組の方向性

①避難先の確保

- 避難先は、避難先候補施設として了解を得られた施設を、県が事前にグループ分けして台帳に登録しておき、災害時に県及び避難先市町村が連携して施設と調整を行い決定することとしている。
- ⇒県、避難元市町村及び避難先市町村（青森市・弘前市）等で、避難先候補施設の確保に関する仕組みを検討し、青森市・弘前市の医療機関及び社会福祉施設等へ登録を依頼する。

②避難手段の確保

- 避難手段は医療機関及び社会福祉施設等が保有している車両を活用しつつ、県及び市町村が連携し、必要なバスや福祉車両等を関係機関と調整して確保することとしている。
- ⇒移動・受入対策検討部会と連携し、全体の検討の中で医療機関等の避難手段の確保について検討を進める。（バスについては確保できる見通し、福祉車両については国等へ要請・協議していく。）

③避難経路の設定

- 医療機関及び社会福祉施設等が所在する市町村の「避難計画（原子力編）」で定める避難経路により避難することとしている。
- ⇒市町村の避難計画の見直しと並行して、医療機関等の避難経路の設定について検討を進める。

④避難及び屋内退避時の体制

- 原子力災害時に、医療機関及び社会福祉施設等が屋内退避を行う時の業務継続や、避難を行う時の体制について実効性を高めていく必要がある。
- ⇒国における検討状況を踏まえながら、避難計画の充実や医療機関及び社会福祉施設等を対象とした放射線に関する基礎的な研修の実施等について検討を進める。